久喜市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正す る規則

久喜市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則(平成22年久喜市 規則第202号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第6号及び第7号ロ並びに第68条の69第3項 第6号及び第7号ロ」を「並びに第63条第3項第6号及び第7号ロ」に改める。 第2条第1項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の6 9第3項第6号若しくは第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7 号ロ」に改める。

第3条第1項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」 に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

様式第1号及び第2号を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

優良住宅認定申請書

									※手数料欄		
第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ											
	づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 年 月 日										
2	久喜	事市	長	あて							
住所											
	申請者 氏 名										
	R 4										
		1	站	筑仕字の正左#	h及バタ	称					
住		2	新築住宅の所在地及び名称 新築住宅の戸数(総戸数 戸) 戸								
宅新				室の床面積	(小心) 安久	.) ')			m ²		
築				宅の敷地面積					m ²		
事				老の競地面積					111		
業の		6			5弗铅坛	• 泌费铅法)	五田 /	2 2 m 2		
概		7		住宅の建築費(消費税抜・消費税込) 万円/3.3 m ² 都市計画区域の名称							
要		8		中高層耐火共同住宅の階数							
		0	<u>'</u>	同眉삐八光问句	こ七ツ陌						
摘		要									
*	受	付	欄	年	月	日	第	号			
*	認	定	欄	年	月	日	第	号			

備考

- 1 ※のある欄は記入しないこと。
- 2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該一棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。また、新築住宅の総戸数の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。
- 3 住宅の構造の欄には、耐火、簡易耐火及びその他の区分を記載すること。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合には、「7都市計画区域の名称」及び「8中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。また、当該各号ニの規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合は「8中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1新築住宅の所在地及び名称」、「3住宅の床面積」及び「4住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「5住宅の構造」及び「6住宅の建築費」の欄への記載は必要ない。
- 6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。
- 7 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 8 住宅が建築基準法施行規則別記第1号様式の副本に規定する高床式住宅である場合にあっては、床下部分以外の部分の面積を「3住宅の床面積」及び別紙2の床面積欄に記載すること。
- 9 「6住宅の建築費(消費税抜・消費税込)」の()内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については別紙2の「住宅の建築費(消費税抜・消費税込)」の()内の消費税抜・消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

別紙1

		床	面	積	
	専有部分	の床面積			
番号	居住の用に供 する部分の床 面積	居住の用に供 する部分以外 の部分の床面 積	共用部分の床 面積	計	備考
	m ²	m ²	m ²	m²	
		_	_	_	
計	m ²	m ²	m ²	m ²	

別紙2

住宅番号	住宅の所在地	住宅の ア 数	住宅の床面積	住宅のか敷地面積	住 宅 の構 造	住 宅 の 建 築 費 (消 費税抜・消 費 税込)
			m ²	m ²		万円 /3.3m²
合 計		戸	m ²	m ²		

備考

住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合に当たっては、それぞれの住宅について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該一棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

様式第2号(第5条関係)

認 定 済 証

 第
 号

 年
 月

 日

久喜市長

印

下記の住宅の新築は、租税特別措置法

第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号二 第62条の3第4項第15号二 第63条第3項第6号

第63条第3項第7号口

に規定する優

良な住宅の供給に寄与するものとして認定したことを証明します。

1 認定番号 年 月 日 第 号

- 2 新築住宅の所在地及び名称
- 3 住宅の敷地の地番
- 4 住宅の床面積
- 5 認定を受けた者の住所
- 6 認定を受けた者の氏名又は名称

備考

- 1 認定済証の交付に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分されたものの一部である場合は、一棟の家屋全体の面積を「4 住宅の床面積」の欄に記載すること。
- 3 租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づき、一団の住宅として認定した場合は、当該一団の住宅の床面積を「4 住宅の床面積」の欄に記載すること。